

府政経シ第 885 号
平成 27 年 12 月 15 日

各省庁 PFI 事業担当官 殿

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)(公印省略)

「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」について(要請)

平成 27 年 12 月 15 日に開催された民間資金等活用事業推進会議において、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(別添 1)が決定されましたので、通知いたします。

各省各庁の長は、当該指針を踏まえ、平成 28 年度中のできる限り早い時期に優先的検討規程を定め、当該規程に基づく取組を行っていただくとともに、所管公共法人に対し、当該指針が決定されたことを通知し、同様の取組を行うよう要請していただきますようお願いいたします。

また、公共施設整備事業を所管する大臣は、当該指針において、優先的検討規程を定める場合に参考となるべきガイドラインを定めることができることとされていることを踏まえ、必要に応じて、ガイドラインを定めていただくとともに、地方公共団体の関係部局に対し、当該指針が決定されたことを通知していただきますようお願いいたします。

さらに、地方公共団体及び所管公共法人への通知の際には、当該ガイドラインの策定の予定、活用可能な支援策等についても併せて通知するなどの支援に努めていただきますようお願いいたします。

なお、内閣府としては、本指針の運用に際して参考となる手引きを作成することとしておりますので、活用していただきますようお願いいたします。また、優先的検討をはじめ、PPP/PFI の推進に資する支援措置(別添 2)を講じておりますので、当該支援措置を活用することについても御検討いただきますようお願いいたします。